

- 六 賞与ヲ公平ニ増額セラレタシ
- 七 身元保証金八十円ヲ限度トシ積立ヲ停止シ剰余金ヲ拂戻セラレタシ
- 八 慰労金積立金ヲ廃止シ会社負担ニテ年ニ回償サレタシ
- 九 公休日八日向毎ニ一日トシ欠勤ニ対スル罰金制度ヲ廃止セラレタシ
- 十 車輛ノ担当ヲ公平ニセラレタシ
- 十一 車輛ノ手入手当ヲ一回ニ付者平等ニ五十キヲ支給シ手入用品(ホーム皮ワシクスマモハタキ)ヲ支給セラレタシ
- 十二 洗車係ヲ置カレタシ
- 十三 車庫ノ罰金制ヲ廃止セラレタシ
- 十四 車庫生理中ハ非業務ニセラレタシ
- 十五 職協異動ヲセザル様セラレタシ(大川東、柳石ハ前職場ニ復帰セシメラレタシ)
- 十六 誓約書ヲ撤回セラレタシ
- 十七 一ヶ月毎遅刻ハ飯割ム早退ノ者ニハキレト手当ヲ全額支給セラレタシ
- 十八 大塚終業ノ後振リヲ初金ヨリ終車マテ置キ復振リヲ一時交替トセラレタシ
- 十九 各終業ニ休憩所ヲ設置セラレタシ
- 二十 車庫ノサービスマ交番ニセラレタシ
- 二十一 非業務ノ手当支給セラレタシ
- 二十二 技工ノ待遇ヲ遅延手当等ニスルコト
- 二十三 本社宿直ヲ廃止シ宿直料ヲ社員並ニスルコト
- 二十四 回送車故障ノ場合遅刻シテモ今刻トセヌコト
- 二十五 外資ヲ二年ニ一着支給シ取ハラシヤニスルコト
- 二十六 争執中ノ費用全額負担ノコト

右回答ハ九月一日午前六時迄ニスルコト
昭和十一年八月三十一日

日本交通労働同盟東京自動車労働組合
東都乗合自動車株式会社
社長 井上篤太郎 殿

別記(四) 昭和十一年九月一日
東都乗合自動車株式会社
荒井鷲五郎 殿

此庄ノ此種人々今度ノストライキニ加ハリ飯割シテ居ラレマスガ此本心カラシ
ク事トハ思ハレマセンガ他人ニ協働サレテ職業ヲ捨テラレルコトハ誠ニ残念ナ
キト存ジマス 会社ノ方モ此種様ニ何時マデモ不便ハツケラレマセンカ
ラ三日始業日迄ニ此出勤サレマセン時ハ此等 毒ガカテ会社ヲマメラレタリモ
ソレ以外外ハアリマセンカラ皆様カラ是非此本人ニ出勤スル様ニオス
ハメヲ願ヒマス